

令和4年9月9日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 會議名 予算委員会

2 日時 令和4年9月9日(金)

午前10時00分開会

午後1時57分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田	学	委員	長、	山田	勝	副委員	長、	竹之内	和	満	委員、
川上	洋	一	委員、	濱門	明	典	委員、	白石	純	一	委員、
濱田	洋	一	委員、	竹原	信	一	委員、	仮屋園	一	徳	委員、
中面	幸	人	委員、	岩崎	健	二	委員、	木下	孝	行	委員、
濱之上	大	成	委員、	濱崎	國	治	委員				

5 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

6 説明員

総	務	課	課					長	中	野	貴	文	君
			参					事	児	玉	秀	則	君
			課	長	補	佐	兼	員	長	寺	地	克	己
			情	報	管	理	係	係	長	白	肌	隆	一
			消	防				係	長	桐	原		武
財	政	課	課					長	小	中	茂	信	君
			課	長	補	佐	兼	財	長	新	町	勝	利
企	画	調	課					政	長	福	島		浩
			課	長	補	佐	兼	地	長	尾	上	覚	史
			課	企	画	調	整	係	長	岩	下	亮	一
市	民	環	課					係	長	牧	尾	浩	一
			課	長	補	佐	兼	住	長	中	園		修
			課	主	幹	兼	環	境	長	大	野	勇	人
福	祉	課	課					係	長	佐	瀨		進
			課	長	補	佐	兼	福	長	前	田		敏
			課	児	童	福	祉	係	長	平	田	祥	子
農	政	課	課						長	園	田		豊
			課	長	補	佐	兼	農	長	下	澤	克	宏
			課	農	政	管	理	係	長	川	原	陽	介
水	産	林	課						長	大	石	直	樹
			課	長	補	佐	兼	水	長	早	水	英	行
			課	水	産		係	係	長	所	崎	慎	也
商	工	観	課						長	尾	塚	禎	久

	課長補佐兼商工振興係	長	大野裕人君
	課長補佐兼ふるさと納税推進係	長	満田晃典君
都市建設課	課長補佐兼管理係	長	池田英人君
	課長補佐兼建設係	長	松下直樹君
	維持係	長	小筋隆次郎君
	都市計画係	長	花田伸行君
選挙管理委員会事務局	事務局	長	宮路隆博君
	管理係	長	新塘浩二君
教育総務課	課長補佐兼総務係	長	寺園勝夫君
	管理施設係	長	石澤正志君
生涯学習課	課長補佐兼社会教育係	長	寺地英兼君
	文化係	長	栗林鉄矢君
		長	平田寿美子君
		長	朝倉寛君
		長	大漉昭裕君

7 会議に付した事件

議案第33号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○ 議案第33号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）

牟田学委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第33号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）であります。

日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

それでは審査に入ります。

〔企画調整課入室〕

牟田学委員長

議案第33号を議題とし、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

それでは、議案第33号のうち企画調整課の所管事項について御説明いたします。

9ページをお開きください。歳出から申し上げます。第2款総務費1項8目企画費の補正額の1億円につきましては、ふるさと納税の寄附額の増収見込み分を地域振興基金に積み立てるものであります。

次に、7ページをお開きください。歳入について申し上げます。第17款寄附金1項1目一般寄附金のうち1億円は、歳出で説明したふるさと納税の阿久根応援寄附金の増収見込みを計上するものであります。

なお、ふるさと納税関係の事項につきましては、この後経費等も含めて所管の商工観光課から説明があると思っておりますので、申し訳ございませんがその際に御質問いただければ幸いです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

7ページ、17款1項寄附金の1,000万円の一般寄附金、個人の方からですけれども、初日にも質疑いたしましたので、そのことで分かったことが、翌日発表されて。

牟田学委員長

白石委員、これは担当課が違います。

〔白石純一委員「失礼しました。ごめんなさい。」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔企画調整課退室、総務課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、総務課所管の事項について、審査に入ります。
総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第33号中、総務課所管に関する事項について御説明いたします。

9ページをお開きください。第2款総務費1項17目電算管理費13節使用料及び賃借料の41万4000円の増額は、職員間及び他の自治体職員間とのコミュニケーションを容易にし、業務の効率化を図るために、新たに導入するクラウド型ビジネスチャットツールの使用料であります。同じく17節備品購入費の64万9000円の増額は、各種会議がウェブ会議に置き替わる中、カメラ及びマイクを内蔵したウェブ会議用ノートパソコンが不足する状況にあることから、新たに5台を購入しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

竹原信一委員

会議用のパソコンというのは、5人でということをやめるのですか。5台じゃなくてどんな感じなのですか。

中野総務課長

5人ということではなくて、5台新しく買おうということでございます。現在、既存のパソコンもあって、既存を合わせて9台であります。ウェブ会議を使用するときには個人個人でできるパソコンになります。

白石純一委員

2款1項17節電算管理費13節で、コミュニケーションのためのクラウド型チャット機能のソフトをとということで、いろんな中から入札するのではなくて、既に一つ決めているということでしょうか。それでよければ、そのソフトの名前とソフトの会社を教えてください。

中野総務課長

予算を可決していただいた後に入札をして決めるということになりますけども、実際のところは、今、検討していますのは、行政上の仕事の中でL G W A Nという接続のシステムがあるのですけれども、それに適合するビジネスチャットツールを、その中から選定をしようという考えでございます。これにつきましては、セキュリティー面が担保されていること、それから、災害時等について、調査員等がスマホで撮った画像等を職場の中の系列に繋いで効率的な報告ができること、それから、業務的には仕事上で使えるということですので、電話に拘束されないというか、即時性で連絡ができるというようなことから、業務効率につながるという目的を持って今回導入しようというものでございます。

白石純一委員

既に似たようなチャット機能は、庁内であるのではないかと理解しているんですが、違いましたか。

中野総務課長

一部の課において、ふるさと納税のところでロゴチャットというシステムが入っているところがございます。これについては、少ないアカウントで、今、運用がされているというところがございます。

白石純一委員

そのロゴチャットを提供している会社はなんという会社ですか。

中野総務課長

ロゴチャットの提供会社は、トラストバンクでございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課退出、選挙管理委員会事務局入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

議案第33号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

補正予算書の9ページをお開きください。第2款総務費4項7目市長選挙費の補正額53万4000円は、市長選挙投票時の受付における感染症等対策飛沫防止用のアクリル版を50枚及びそのアクリル板用の足を100個購入しようとするものであります。なお、これは、国庫補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部、20万円を活用しての購入となります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

市長選も公営選挙だと思うのだけれども、例えば、候補者1人に、公営選挙が具体的にどういうのにどれどれ支給されるのか、予算をつくっていらっしゃるのかお尋ねします。

牟田学委員長

もう1回お願いします。

山田勝委員

市長選挙も公営選挙だと思っているのだけど、市長選挙候補者1人当たりに対する支給される費用を具体的に教えてください。項目別に。

新塘選挙管理委員会事務局長

令和4年度の予算になりますが、市長選挙事務の負担金補助の交付金の中で選挙公営費というものがあります。それが予算ベースですが、4人に対しまして200万円ほど全て合計しますと計上してあります。例えば、自動車の借上げであったり、燃料費、運転士の雇用、そ

れから、選挙運動用ポスターの公営、そして選挙運動用のビラ、これを全て4人分で計上しまして、210万円ほどの予算をつけてあります。

山田勝委員

分かりました。もう一つ、今度は市長選挙をされるわけですけれども、私はいつも言っているのだけど、期日前投票の場所、やり方をうまくやらないと投票率は上がらないよということで、今回の参議院選挙もある程度はされたんだけど、現実にはなかなか届かないのですよね。だから聞きますけどね、参議院選挙では全部で期日前投票を何か所したの。

新塘選挙管理委員会事務局長

参議院選挙の期日前投票は17日間ございました。そのほかに、脇本地区公民館が1か所、それから、移動期日前投票で大川地区と田代地区を合計1日で回っております。

山田勝委員

これは1日中という意味ですか、時間を区切ってですか。1か所について。

新塘選挙管理委員会事務局長

期日前投票につきましては、阿久根市役所の運転手控室で17日間開いております。委員がおっしゃる質問につきましては、移動期日前投票ということでもよろしかったでしょうか。

〔山田勝委員「いいですよ」と呼ぶ〕

移動期日前投票につきましては、時間を区切って、大川地区と田代地区を回っております。約1時間ほど回っております。

山田勝委員

1か所に1時間ということでは地域、関係住民にPRされるわけですよね。だから、私が思うのは、例えば、市役所の公用車の中にそういう投票するセットをちゃんとつくって、なるべく多くの場所を1時間ずつ回ったらいいかなと思うのですよ。そうしたときに例えば、最低でも1日に4か所回りますよ。1時間ずつ区切ったら。そういうことでもしないと投票率は上がらないですよ。だから、それぐらいできない努力じゃないのだから。できないことではない。やろうと思うか、思わないかだけの話ですよ。だから、ぜひそれをやって欲しいのですけど。あなたたちは市長選挙ではどういうふうに思っているの。

新塘選挙管理委員会事務局長

市長選挙につきましては、期日前投票が6日間と公職選挙法で決まっておりますので、6日間のうち1日は脇本地区公民館で開設したいと考えております。それから、移動期日前投票につきましては、その6日間のうちの2日間を活用しまして、脇本地区、それから参議院選挙で行きました大川、それから田代地区を回りたいと考えているところです。

山田勝委員

難しいことかもしれないのだけど、これはもう私の感覚からしたら、阿久根市にある公用車の中に選挙事務のできるスタッフとそういう仕組みをつくって、そういう装置をつくってやったら、同じところに1時間しますよと言ったとしても、次の場所に行くには、30分ぐらいで始末をしても1時間あったら行けると思うのですよ。そういう方法を考えたら1日に4回ぐらい回れるよね。そうしたら、集落ごとに回れると思いますよ。できないことではないと思うことをしてくれるように私はお願いしたいのだけど。選管の事務局長、努力してみる気はないか。

新塘選挙管理委員会事務局長

昨年度からいたしますと、今回、参議院選挙で移動期日前投票というのを初めて阿久根市

では行いました。それから今回、市長選挙につきましても、新しく1か所、脇本地区を山間部を中心に計画をしております。選管事務局としましても、投票率を上げるために努力はしていると考えております。

山田勝委員

努力はしていると思うけど、私から考えれば努力のうちに入らない話で、したよと言うだけの話ですよ。あなたたちが脇本地区公民館で行っているのは、テーブルを並べて、何を並べてという感覚だからそう言うわけで。大きな公用車でちゃんとしたセットをつくってやったら、そんな難しいことはないですよ。バスを回すだけの話。せめて、それぐらいのことは考えついてくれないか。できないことではないのだから。してもしなくても月給はくれるのよ。それでもやってみてくれよと私は言いたいのです。わあ、阿久根はすごいなど。阿久根の職員はすごい、阿久根市役所の選管はすごいというぐらいの話は、してやらないといけない。

それともう一つ。私は鹿児島大学のどっか、どこかの学校で期日前投票がありました。鶴翔高校でもできないことはないと思う。鶴翔高校の人たちの投票率を確実に100%。僕はあそこでやったら上がると思いますよ。阿久根市の人は何人いるか分からんけど。せめてそんな努力をしてよ、簡単なことだから、できないことではないから。

新塘選挙管理委員会事務局長

山田委員がおっしゃるとおりだと思います、期日前投票所を前回の参議院選挙から1日増やしたということをお話しましたが、実は、今度の市長選挙の投票から、そのうちの1日の間に、放課後16時以降の時間を活用しまして（訂正あり）、鶴翔高校に移動期日前投票に行くように、今、計画をしております。学校側とも協議を終わっております、選挙管理委員会の中でちゃんとした形で決定していきたいと思っておりますので、鶴翔学校には、今回、阿久根市長選挙から行く予定になっております。

山田勝委員

せめてね、鶴翔高校をそういう形でやるというのは前進だよな、前進。でも、私が先ほど言った、なるべく多くの場所で期日前投票をさせるということについては、あなたたちが施設を、例えば公民館でそこで机を並べて何をするとそういう発想だからそういうわけであって。公用車の中にちゃんとしたものをつくってですよ、それを移動させればこんな簡単なことはない。これで公設であっても、民間であっても、同じ発想ができないことはないのにできない、市が。公務員だからしないのか。お願いするのだから。公務員だからしないの。やろうと思ったらできるのだから。

新塘選挙管理委員会事務局長

今回、市長選挙につきましては、先ほど申しあげましたように、6日間の期日前投票というのは決まっております、阿久根市の区が77区ございますけど、時間的に余裕がないということと、それから投票事務従事のスタッフにも限りがありますので、それを考慮した上で、今回、期日前投票は2日間と決定したところです。

山田勝委員

してくれと言う人と、しないと言う人の差だから、どうしようもできないのだから、するのはあなたたちだから。でも、やっぱり民意というのは、住民の気持ちというのは、何で私がそう言うかと、行くことができればするのだけど、行くことができないからと言われる人が多いから。私の知っている、例えば黒之浜を考えて。選挙だけは誰でも連れて行くわけ

にはいかないから。身内か何かでないかね。だから、なるべく行きたいと思う人、入れたいと思う人、投票したいと思う人については、できるような仕組みをあなたたちはつくってやらないと、いつまでたっても、少しだけしたよというばかりの話ですよ。これはもう話にならないですね。だから、市長選はそういうことで仮にしますよ。次は、来年は県議選があったり、議会議員の選挙もしますよ。どうなるか分からないけど。今後はそういうことをしていかないと、投票率は毎年毎年下がっていきますよ。受け止めないといけない。受け止めてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

山田委員のおっしゃるとおり、日々、選挙管理委員会としましては、投票率を上げる方策をしっかりと考えながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

竹原信一委員

今の移動投票の件ですけど、移動した先に持っていく箱と期日前投票とは別々にするのですか。それとも同じ一つのものを持って行って、こっちでは、移動先でやっているときは、こっちはできないということになるのですか。いくつ作るのですか、箱は。

新塘選挙管理委員会事務局長

移動期日前投票は、移動期日前投票用の投票箱がありますので、そちらのほうを併用して使うということとはございません。投票箱を別につくっておりますので。

竹原信一委員

期日前投票箱は、二つつくるということでありましょうか。

新塘選挙管理委員会事務局長

すいません。私の先ほどの説明がちょっと不足しておりました。期日前投票用は期日前投票用で、運転手控室の分は、今回6日間になります、6日間用は一つあります。それと別に移動期日前投票用で一つありまして、期日前投票用（訂正あり）の脇本地区公民館用は、また別にあります。合計で三つということになります。

竹原信一委員

やっぱりその移動した先のところでは、立会人もつくわけですね。そして点検して鍵をかける。そしてオープンするのは最終日の投票の時だけと、そのように理解してよろしいですか。

新塘選挙管理委員会事務局長

竹原委員のおっしゃるとおりです。1日、1日、終わりましたら施錠した後、封印まで行きます。今回、移動期日前投票は、大川地区、田代地区が1日。それから、鶴翔高校、脇本地区が1日ということで2日間ありますので、1日終わりましたら施錠しまして、封印をきちんとすると。

竹原信一委員

施錠というのは前の施錠と蓋の施錠があるのですね、そしたら。

〔新塘選挙管理委員会事務局長「そうです」と呼ぶ〕

中を見せるために見せて閉じる。そして投票が終わったときにその上にかぶせる施錠ということがあるわけですね。

新塘選挙管理委員会事務局長

はい。おっしゃるとおりです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

新塘選挙管理委員会事務局長

すいません。先ほどの答弁に訂正がありまして、申し訳ございません。鶴翔高校に移動期日前投票で行くということでしたが、行くのですが、お昼休みを利用してという話をさせていただきましたが、訂正してお詫びいたします。夕方の16時くらいに行く予定になっております。最初は、お昼休みということで打合せをさせていただいたのですが、やはり生徒さんたちの時間がきっちりとれるのが放課後だということで、16時以降に変更になりました。訂正してお詫びを申し上げます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

新塘選挙管理委員会事務局長

何度も申し訳ございません。先ほど脇本地区公民館は、移動期日前投票と申し上げましたが間違いでした。申し訳ございません。脇本地区公民館は、期日前投票になります。移動はまた別の脇本地区になりますので、よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第33号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

皆様にお伝えいたします。

傍聴を希望される方がいらっしゃいますので許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないですので、傍聴を許可いたします。

〔選挙管理委員会事務局退出、福祉課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、福祉課所管の事項について、審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

佐潟福祉課長

議案第33号中、福祉課所管分について、歳出予算から御説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。第3款民生費1項2目心身障害者福祉費の補正額13万2000円は、令和5年度より国が一括して、障害福祉サービス、データベースを構築することに伴い、障害者の支援区分認定データや受給者台帳情報、給付費等明細情報等を国保連合会を経由してデータを提供することとなるため、必要となるシステムの改修費用の負担金を補正するものであります。なお、負担先は、システム保守を行っている鹿児島県自治体情報処理連絡協議会であります。

次に、2項2目児童措置費の補正額97万8000円は、令和3年度に子供1人当たり10万円の

特別給付を行った子育て世帯臨時特別給付金に係る執行残額を国に返還するものであり、給付金9人分90万円と事務費7万8000円であります。なお、実績として2,528人分を給付したところであります。

次に、5目保育施設運営費の補正額509万2000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け物価が高騰する中、保育所等における給食について、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等が提供できるように保育所等に対して必要な経費を鹿児島県と阿久根市で2分の1ずつを負担し、市内の保育所及び認定こども園に補助するものであります。

次に、歳入になります。7ページを御覧ください。第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金の補正額6万6000円は、障害者福祉サービスのシステム改修に係る2分の1の補助金であります。

次に、第15款県支出金2項2目民生費補助金の補正額267万1000円は、保育所等給食支援事業費に係る県の2分の1の補助金であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔福祉課退出、市民環境課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、市民環境課所管の事項について、審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第33号のうち市民環境課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書10ページをお開きください。まず、歳出予算について御説明いたします。第4款衛生費2項2目塵芥処理費605万3000円の増額は、全て、新型コロナウイルス感染症対策として実施する指定ごみ袋無料配布事業の経費であります。これは、コロナ渦などによる物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担軽減を図るとともに、ごみ分別の意識向上を図ることを目的とした事業であり、市内全世帯に1世帯当たり可燃ごみ用指定袋の大を30枚、その他プラスチック用指定袋10枚を引換券により無料で配布しようとするものであります。まず、10節需用費の増額は、新たに増刷する2種類の指定ごみ袋、9891世帯分の購入費及びその事務処理に係る経費である消耗品と全世帯に郵送する引換券を兼ねた通知はがきの印刷製本費であり、11節役務費の増額は、はがきの郵便料が主なものであります。12節委託料の増額は、指定ごみ袋の配布を行う店舗への委託料であります。

次に、7ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち当課分は、先ほど歳出で御説明いたしました指定ごみ袋無料配布事業に300万円を充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

全世帯にごみ袋の引き換えのはがきを送るということですか。引換券を送るということですか。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり、全世帯に郵送する予定としております。

白石純一委員

そこでまた、ごみを増やしているわけですよね。紙のごみをそこでまた増やしているわけですよね。増やすことになるわけですよね。今、若い方、そうじゃない方もほとんどライン等で、そういうデジタル上で発行して、それを使うということも可能ではないかと思うのですが、そういった検討はされてないのですか。

牧尾市民環境課長

確かに今、世の中はデジタル社会に向けて進んでおりまして、SNS等を活用した発信というのは、有効な手段だと思えます。しかしながら、本市の高齢化の状況を考えますと、やはり、今回の事業はペーパーベースで行うということでは予定をして計上しているものがございます。

白石純一委員

もちろん全員がデジタル化で対応できるわけではないのは分かっていますので、デジタル上対応できる方はそれでという併用ですること、ごみも、また市の職員の手間も多少、それで抑えられるのであれば、検討すべきだと思えますので、次回からそういったことも、検討すべきだと思えます。

中面幸人委員

今の項目でお聞きいたしますが、引換え等については広報誌等に載ると思うのですが、そのはがきを持って行って、指定袋を買うところに行けば渡されるということではよろしいですか。方法についてです。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり、引換券を持って取扱いの店舗に出向けば、ごみ袋と引き換えできるという仕組みを考えております。

竹原信一委員

高齢の方、一人暮らしの方は、小さい袋を使っている方も結構いらっしゃるのですよね。そういう人たちはどうなるのでしょうか。大きいのしかないということではちょっとあれなのですけども。

牧尾市民環境課長

今回、一様に、全世帯に同じ袋を同じ枚数、配布する予定としております。ただ、世帯によって、ごみの排出量というのは様々、世帯の状況によっても違うと思うのは、私どもも承知の上でありますけれども、今回は統一的に配付いたします。竹原委員のおっしゃる、通常ごみ袋の小を使っている方についても、大は小を兼ねると言いますので、例えば週に1回、小の袋で出していたものを2週間に1回、出していただくとか、大の袋を持って活用していただければと思うところでございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔市民環境課退出、農政課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、農政課所管の事項について、審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

それでは、議案第33号中、農政課所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の10ページをお願いいたします。ページ下になりますが、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の4364万4000円のうち説明欄の1番上にある経営発展支援事業540万円と1番下にある経営開始資金600万円につきましては、令和4年度から新規就農者に対する国及び県の補助事業であり、令和3年度までの新規就農者に対する国の事業内容が見直され、7月に内示があったことから今回の補正になったものです。二つの事業のうち一つ目の経営発展支援事業につきましては、機械、施設等を導入しようとする新規就農者に対し、導入費用のうち補助率4分の3以内で、上限額750万円までを補助する事業であり、二つ目の経営開始資金につきましては、令和3年度までの農業次世代人材投資事業と同様に年間150万円を補助する事業になりますが、支援期間につきましては、これまでの最長5年間から3年間に変更されたところです。ただし、一つ目の経営発展支援事業を活用する新規就農者であっても、補助額を4分の3以内の375万円までにとどめれば、二つ目の経営開始資金も併用して受けられることになっており、その場合は、経営発展支援事業の375万円と経営開始資金3年間分の450万円の合計で875万円の支援を受けることになり、以前の支援より手厚いものとなっております。現在、これらの事業を活用して、令和4年度に経営開始された新規就農者あるいは経営開始予定者は、全員で4人であり、そのうち2人が一つ目の経営発展支援事業を活用して農業用機械を導入するため、2人分の合計で540万円を補助する予定です。また、ただいま説明しました2人を含む今年度の新規就農者4人については、全員が二つ目の経営開始資金を受けることになっており、その合計が150万円かける4人分の600万円となります。次に、同節、説明欄の活動火山周辺地域防災営農対策事業1574万4000円につきましては、桜島など活動火山の降灰による農作物への被害を防止するため、洗浄用機械を導入しようとする生産組合に対し、導入経費の65%以内を補助する事業になります。今回は二つの果樹生産組合から申請があり、それぞれに補助する予定です。次も、同節説明欄の施設園芸農家用燃油価格高騰対策支援事業150万円とその下の肥料価格高騰対策支援事業1500万円になりますが、新型コロナウイルスを含む昨今の国際情勢やこれまでにない円安の影響を受け、施設園芸に要する加温用燃油価格や農作物生産に使用する肥料価格が高騰し、農業経営を圧迫してきていることから、燃油価格については1リットル当たり5円、肥料価格については購入価格の4分の1をそれぞれ補助し、農家の負担軽減と今後の持続的農業への支援を図ろうとするものです。

次に、4目畜産業費18節負担金、補助及び交付金の9899万1000円のうち説明欄の食品産業

の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業9,206万円につきましては、本市脇本地区に本社を置き、本市及び長島町の農場で1,500頭の肉用牛を飼育している畜産経営法人株式会社丸善において、自社農場ブランドの確立による海外直接輸出事業を計画しており、そのため食肉加工施設や保管施設を整備する必要があることから、補助率2分の1以内の国の事業を活用しようとするものです。次に、11ページに移りまして、同節説明欄の配合飼料価格安定制度積立金助成事業693万1000円につきましては、先ほどの燃油や肥料価格と同様に、国際情勢や円安傾向を背景に、畜産のえさとなる配合飼料価格が高騰しているところです。この対策として、国の配合飼料価格安定制度というものがございしますが、この制度は輸入原料が直前1か年の平均を上回った場合、上昇分を価格補填されることとなっております。そのため生産者は、価格上昇に備えて1トン当たり600円を積立てていますが、現在、この積立金の支出が畜産経営をさらに圧迫してきている状況のため、県及び市が積立金の3分の1に当たる200円ずつをそれぞれ補填することにより、畜産農家の負担軽減を図ろうとするものです。

次に、補正予算書の13ページをお願いします。11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費1目単独農業施設災害復旧費14節工事請負費の230万円につきましては、7月20日の豪雨により、大規模ではなかったものの、農地2か所と農業用施設4か所が被災したため、単独による災害復旧工事を実施するため補正するものです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。補正予算書は、7ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の4万円につきましては、単独農地災害復旧事業に係る受益者負担金を受け入れるものです。

次に、同ページ真ん中ほどにある15款県支出金2項県補助金5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の1億1920万4000円につきましては、活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1574万4000円、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業費の9,206万円、新規就農者育成総合対策事業費の1,140万円の県補助金をそれぞれ受け入れるものです。

最後に、8ページ下になりますが、21款市債1項市債10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の90万円は、単独農業施設災害復旧事業の実施に伴う財源充当債となります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

10ページ、6款1項4目畜産業費、丸善さんへのH A C C Pの食肉加工施設というところですか。これまでは食肉加工は自社では行っていなかったところを新たにH A C C P対応の加工施設をつくりたいという理解でよろしいでしょうか。そして、もし今までされてなかったのであれば、今までは阿久根市食肉流通センターに出荷されていたのでしょうか、教えてください。

園田農政課長

株式会社丸善様につきましては、これまではスターゼンミートグループに肉を出荷され、枝肉、そしてまた精肉として加工された後、スターゼンのほうから間接的に海外輸出をされておりました。今回は、加工品等も自社で生産するというところでこの事業を活用されるもの

でございます。

白石純一委員

ということは今後、その分、スターゼン、つまり市の食肉センターへの影響が、下方の影響があるということですのでよろしいですね。

園田農政課長

精肉に関しましては、これまでどおり肉牛をスターゼンさんにお出しになりまして、加工後、受け入れるという形になっておりますので、事業の若干のそういう生産ベースでは、これまでとは違うとは思いますが、大きな影響はないものと考えております。

白石純一委員

施設は、今の畜舎、阿久根市内脇本の畜舎のところに建てられるということですのでよろしいでしょうか。

園田農政課長

はい。現在、本市脇本笠山近くで農場を持ちですが、その敷地で対応されることとなります。

白石純一委員

焼き肉店も福岡のほうでされているということで、私も利用したことあるので、大変立派なお店で繁昌していました。ぜひ海外に向けてもこれから、有効な阿久根の資源となりうるので、ぜひ頑張ってくださいよう支援をお願いします。

中面幸人委員

予算書の10ページ、6款1項3目18節についてお聞きしたいのですが、新規就農者の4名についてはどんな方々ですか。

園田農政課長

今回、新規就農者の4名につきましては、それぞれ市内で営農を目指される4名となっております。経営といたしましては、果樹経営が2名、路地野菜栽培が1名、そしてまた、タケノコあるいは水稻を複合的に経営される方が1名、計4名となっております。

中面幸人委員

4名全て、阿久根市内在住というか、阿久根産まれの方ですか、県外じゃなくて。

園田農政課長

基本的には、御出身等を基準としましたら、阿久根の御出身ということでございますが、1名については、県外で生活されておりましたが、どうしても阿久根で農業をしたいということでUターンという形でお帰りになった方になります。

中面幸人委員

了解。次にいきます。

コロナ禍でいろんな燃料であったり、肥料等が高騰ということで、支援策がございますけれども、肥料について、JAを利用される方とか、また、JA以外の民間を利用される方とか農家によって違うと思いますが、どういう形で支給されるのか教えてください。

園田農政課長

肥料の支援の御質問ですが、こちらについては、一定、JAからの購入は多くあるところがございますので、JAにも御協力をいただきながら、取りまとめをしていただいて、こちらで支払いをするという形になります。その他の個別に各肥料店等を御利用の方は、直接申請いただいて対応しようと考えております。

中面幸人委員

この支援策の周知については、それぞれホームページとか、広報紙等でなされると思いますけれども、JAについてはもう、すぐJA取りまとめだから分かりますけど、民間の肥料を購入している人は、農業者がこういう制度があるということを知った上で、直接、農政課に申請すればよろしんでしょうか。

園田農政課長

ただいまお話しいただいたように、直接申請をいただくのが基本とするように考えております。情報発信につきましては、今お話がございましたが、市報、防災無線、あるいはそのホームページ等で広く周知をかけていきたいと考えております。

中面幸人委員

あと一点、よく補助事業につきましては、ことが終わってから申請したら駄目とか、肥料を購入前にするとか、購入してからするとか、いろいろあると思うんですが、これはどのようになりますか。

園田農政課長

その事業の実施方法については、やはり申請主義ということで、購入前に申請いただくことが基本となっております。ただし、今回のこの肥料価格等の影響は、先ほど説明いたしましたように、国際情勢等の波もありまして、早くから影響を受けておりますので、遡りでの対応を考えております。期間といたしましては、今年の7月からの分を対応しようと考えておりますので、そういう意味では、既に購入分も対象となるところであります。

中面幸人委員。

すごく大事なのですよね。JAから買われる方は分かっていると思うのだけど、民間の肥料会社から買う場合は、実際ですね、ジャガイモをつくっている人なんかは9月いっぱいまでに植え付けをしないといけないから、早い人なんかは7月ぐらいから肥料を買ってマルチを張っているのですよね。ということは、これはもう7月以降は駄目。7月からですか、どうですか。

園田農政課長

繰り返しになりますが、7月以降、7月から後、購入された方は対象になります。ただし、7月以前については、今回は対象としないことと考えております。7月も含みます。

中面幸人委員

7月以前はもう対象ということで、了解です。

濱門明典委員

10ページの6款1項3目ですけど、この新規事業者というのは、果樹が2名と路地で1名と水稲とそれで1名と言われたけど、この規模というのはどのくらいのものなのですか。専業農家としてやられる方ですか。

園田農政課長

基本的には、専業農家を目指す農家に対しての支援となります。

濱門明典委員

何歳ぐらいの方なのですか。

園田農政課長

果樹経営の方のお一人が21歳、もう一人の方も21歳ですね、路地野菜の方が24歳、そして複合系の方が33歳となっております。

濱門明典委員

これは年齢には制限とかそういうのはあるのですか。

園田農政課長

これは、国の事業の要件としまして49歳以下の方が対象となっております。ただし、この事業につきましては、45歳以上49歳未満の方については、若干厳しい要件等がございます、事実上は、45歳未満、44歳までが対象となると考えております。

濱門明典委員

農業で事業をやっていくということは、非常に大変なことだと思うのですけれども、ミカン農家であれば、どのぐらいの面積で自主採算がとれるのか、そこらのところを分かったら教えてください。

園田農政課長

どの程度の面積で経営の採算がとれるかという御質問ですが、これは販売も含めて、それぞれの経営方針でございますので、一概には申し上げられませんが、果樹農家は、1町歩以上の方が多くいらっしゃると思います。また、その中で施設栽培等を行われますと、施設の費用もかかりますが販売単価が上がってきますので、それよりコンパクトな面積での経営もされているところもございます。

濱門明典委員

それと、肥料への補助というのをされるのは、農薬とか、除草剤とか農家の方が使われるかと思うのですが、そこらのちょっと資材とかそういうものの補助というのはどうなんですか。

園田農政課長

今回の燃料、肥料等の支援につきましては、燃料の高騰分、そしてそういう肥料の高騰分あるいは畜産農家の配合飼料への支援が基本となっております。

濱門明典委員

今後そういうものも値上がりして、農家の方非常に困惑されるところが多いかと思うんですが、今後またそういうものにも補助の対象となるような補助のほうも、一つお願いしたいと思います。

濱田洋一委員

最後に1点だけ教えてください。10ページの6款1項3目18節のところ、先ほど、何人かの委員の方々の質問と関連なのですが、経営発展支援事業そして経営開始資金ということでの事業補助ということで冒頭、課長のほうから詳しく説明をいただきました。そして令和4年度新規就農者は4名ということなのですが、これまで青年就農の支援事業、それから壮年世代支援事業、これらとの関係というか、先ほど、以前の支援事業よりも手厚くなったのだということを説明いただいたのですが、そこら辺はどのようなのですか。これが名称変更になったのか、または追加というか、どういう流れになっているのかその辺教えてください。

園田農政課長

これまでの事業につきましては、基本的に国が年間150万円、最長、令和2年度までは5年間支給する計750万円を支給する事業となっております。令和3年度に、この事業が若干見直しがかかりまして、150万円を3年間、その後を120万円の2年間の計5年間690万円を支援する事業として少し内容に変更があったところです。今回は、先ほど御説明いたしました、機械あるいは設備等購入に対しては、購入価格の4分の3以内ということで、こちら

については、最高を1,000万円のうちの750万円、それを超えて1,500万円とか2,000万円であつても750万円までとなっております。ただし、500万円までの375万円の支給を受けると、1,000万円であつても375万円で経営発展の支援事業は抑えるということであれば、150万円の3年間も合計450万円、同時に受けることができることになっております。ということで、基本的には事業が大幅に見直しをされたというのが現状かと思ひます。

濱田洋一委員

非常に手厚くなつてきたということで、また今後さらに、基幹産業の第一次産業ですので、いろいろ広く周知をしていただきながら取り組んでいただきたいと思ひます。

山田勝委員

10ページのことを中心に少し質問をさせていただくのですが、まず、園芸用の重油価格、燃料価格。それから肥料高騰対策なのですが、もちろんこれは、ウクライナへの侵攻によるものだというふうに、早くからこの問題は出ていたんですけど。ただ、例えば、農家は申請するときに領収書を持ってきて、添付して申請すればいいのですか。領収書を添付すればいいかということですね。幾ら値上がりの分は、昨年が仮に100円として、今年は200円になった。もう肥料なんかは2倍になったと言われるものね。この場合について全部負担するのですか。

園田農政課長

その補助を受ける要件といたしまして領収書ということですが、もう既に購入いただいて領収書お持ちの分は、そちらも御持参いただければと考えております。今後、また購入されて、実際、JAさん等は、精算が明けて令和5年度入つてからのまとめでの支払い等もあると聞いておりますので、そういう方々は請求書での対応を考えております。あと、支援の幅といいますか内容につきましては、今回は、燃料についてはリッター当たり5円、肥料については購入価格の4分の1ということで補助しようと考えております。

山田勝委員

燃料についてリッター当たり5円ですよ。これも今さっき言ったようにですね、領収書及び請求書をもって申請すればその分だけを支給する、支払うということですか。

園田農政課長

繰り返しになりますが、基本としてはそのような扱いを考えておりますが、この燃料あるいは肥料等の取扱い農家については、ある程度把握ができておりますので、実際、その方々にはお話をしながら、不備等あればお願いもして対応していきたいと考えております。

山田勝委員

農家の人に聞けば、今、例えば、ジャガイモをつくるあるいはグリーンピースの準備をするというような方に聞けばですね、びっくりするぐらい肥料代が上がっているのだからと言うのですが、あなた方が今、受け止めていることからしたときですね、びっくりするというのは去年と比較して倍ぐらいの価格になっていますか。

園田農政課長

この事業実施に関係しまして、各種状況を調べたところ、肥料も何百種類とございますので、それによりまして価格の上がり幅も様々でございます。委員がおっしゃるように2倍近く上がった分もございますし、さほど上がっていない部分もございます。こちらについては今後、国の事業も発動される予定となっておりますので、その価格、上がり幅の7割を補助するという国の事業もございますので、そちらと併用して本市の補助を実施したいと考えてお

ります。

山田勝委員

この件については了解です。

それから、畜産業費の食品産業輸出向けHACCPの事業なのですが。この農家の方は、屠殺・解体は阿久根食肉流通センターでされて、屠殺・解体された分についてを自分の工場に持ち帰って加工するという事なのですね。

園田農政課長

はい。ある程度、精肉として商品化、ブロック化した肉を再度、食肉流通センターから引き取って、それを精肉分はそのまま手をつけずに海外に輸出する。加工品について、それをいろいろな加工品、ハンバーグとかビーフジャーキーに加工する計画で、現在事業を計画されております。

山田勝委員

屠殺・解体については食肉流通センターですけれども、カット肉についてはそのままだと。それから、そのほかについて、例えばあなたが言われる、ハム、ソーセージとかその他いろいろな加工品に加工をするということですね。丸善は加工する。そういうことで売りたいということですね。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際暫時休憩します。

〔農政課退室〕

(休憩 午前11時19分～午前11時31分)

〔水産林務課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第33号中、水産林務課所管の事項について、審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

大石水産林務課長

議案第33号中、水産林務課所管分について説明申し上げます。

予算書の11ページを御覧ください。第6款農林水産業費2項2目林業振興費12節委託料の補正額673万円は、森林経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するため、森林経営計画制度に基づき、森林経営の適否の検討及び経営管理権集積計画の作成業務のほか、脇本海岸沿いの松の病虫害対策業務の委託料を計上したものです。次に、13節使用料及び賃借料の補正額25万6000円は、GPSを活用した位置情報と森林簿や地籍情報を連携させることにより、森林の境界等を明確化する作業の効率化を図るため、森林用現地調査タブレットのリース料を計上したものです。次に、14節工事請負費の補正額230万円は、林道脇本中央線において、

降雨時に路面を流れて集積する水を処理するため、ため柵や横断溝を設置しようとするものです。次に、24節積立金の減額は、森林環境譲与税基金への積立てを予定していた森林環境譲与税分を先に説明しました事業に充当するため、基金への積立てを行わないことから減額しようとするものです。これまで、将来の森林整備のため森林環境譲与税の一部を基金に積立てておりましたが、今年6月に林野庁及び総務省から、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例として、人工林の整備、林道や作業道の整備のほか、森林整備等を計画的に進めていくための計画等の策定や森林情報の管理システムの導入なども可能とする取組の具体例が示されたことや、今年7月には、全国市長会から林環境譲与税のさらなる活用について要請があったことから、今回補正予算を計上したものです。

次に、3項2目水産業振興費18節負担金、補助及び交付金の補正額1924万5000円は、説明欄に記載の3事業の事業費を増額しようとするものです。まず、産業祭に係る負担金200万円は、産業祭会場で購入いただいた商品を市外へ発送する送料補助に充てようとするものです。昨年度の産業祭は、来場者を阿久根市在住の方に限定し、ステージイベントや飲食スペースの設置などしなかったことから、コロナ禍以前の令和元年度の産業祭と比較いたしますと来場者が7,144人から1,954人に大幅に減少しております。しかしながら、売上額は1185万8000円から924万円と、来場者と比べて大きく減少していないことから、昨年度実施した産業祭会場で購入した商品の市外への送料補助が商品の購買に大きく影響したものと考えたところです。本年度は、ステージイベントの開催や飲食スペースの設置など、コロナ禍以前の産業祭と同様の内容での開催を考えていることから、来場者数の増加が見込まれるところであり、本市の特産品の消費拡大による地域経済の活性化をもとより、新たな販路と阿久根ファンの獲得を図るため、産業祭に係る事業費を増額しようとするものです。次に、漁業用機器等修理費補助事業に係る224万5000円は、漁船の修理に係る相談が多いことや資機材等の価格上昇もあり、当初予定していた事業費では不足することから増額しようとするものです。今年度は、8月末現在で32件について補助金を交付することを決定しておりますが、新たに数件の補助金交付申請の要望が寄せられていることや漁業者の漁獲意欲の向上や漁業継続の意識の高揚につながることから、事業費を増額しようとするものです。次に、漁業用燃油価格高騰対策支援事業に係る1,500万円は、漁業の経費に占める燃油の割合が大きく、燃油価格の高騰が漁業経営を圧迫していることや新型コロナウイルス感染症の影響による魚価が低迷していることから、漁業者の負担軽減を図るため、燃油価格の上昇分1リットル当たり30円を燃油の使用量に応じて補助しようとするものです。

以上で水産林務課所管に係る説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

川上洋一委員

今の説明の最後の燃料費のことを少し聞きたいのですが。これは、組合員の中には正組合員、准組合員とありますが、これはどこに当てはまる部分かということと、これに対して我々の組合の中にもセーフティーネットに入っている漁業者もいらっしゃるのですが、これには対応しないのかということをお聞きしたいところなのですが。

大石水産林務課長

対象になる方は、阿久根市内に住所を有してらっしゃる漁業協同組合の正組合員の方と想

定しております。それからセーフティーネットに加入されている方については、国の制度を活用していただくことで今回は対象外としております。具体的に言いますとセーフティーネットにかかってない方を今回対象として考えているところです。

川上洋一委員

もう1件。漁業者はほとんどA重油なのですが、小型の船舶なんかに対しては。軽油を使っている方もいらっしゃいますけど、これ両方使えるわけですか。

大石水産林務課長

今回の燃油補助につきましては、重油だけではなく、軽油、ガソリンも対象と考えているところです。

川上洋一委員

ありがとうございます。

中面幸人委員

同じ節でお聞きします。今、漁業協同組合の正組合員というのがございましたけれども、特定財源のほか一般財源も使っているのをお聞きするんですが、当然、阿久根市内の漁業者で。あと今度は、阿久根漁協に水揚げする人あるいは枕崎漁協に水揚げする人とかいると思うのですが、その辺の条件とかいうのはないのですか。

大石水産林務課長

阿久根に住所がある方で北さつま漁協の正組合員の方であれば、例えば枕崎に水揚げされる方もいらっしゃいますし、牛深の港に水揚げされる方もいらっしゃいます。そういう方も皆さん対象と考えているところです。

中面幸人委員

これは漁協も行政も考えないといけないと思うのだけれども、漁場の関係でどうしても、例えば枕崎沖で漁をして阿久根まで持って行きたいのだけれども、持ってくれば距離もあるし、燃料代もいるし、船員も休息も取れないという関係で近場の漁協に揚げるという考えがあると思うのだけれども、やっぱり自分の阿久根市の漁協を盛り上げるためには、こういうふうに補助金を出すのだから、できるだけ阿久根の漁協に水揚げをするのをある程度やっぱり縛りをしないとまったくないような気がするのだけれども、その辺、課長はどういうお考えでしょう。

大石水産林務課長

おっしゃるとおりだと私も思っています。しかしながら、漁業者は、自分の船の経営の効率化というのは、考えて操業されるでしょうから、水揚げに有利な港、値段が高い港、なるべく近いところに水揚げされるのはどうしようもないと思います。ですけれども、それぞれの船の方には、こちらからお願いをしたいというふうに思っています。

木下孝行委員

農政課の燃料の補助事業は、7月からの分も含むということで聞いたんですけど、これも7月からの分を含むのか。それと、いつまでの期限があるのか。年度内の事業なのか。その時期が分かれば、そこまで教えてください。

そして、正組合員だから全て漁業のほうで手続をしてくれるということでもいいのかを確認したいと思います。

大石水産林務課長

対象とする期間は今年の4月から来年の2月までを考えております。

手続については、それぞれの漁業者が補助金交付申請を行っていただくことを想定しています。

木下孝行委員

それは、それぞれが漁協にするわけですね。

大石水産林務課長

市に手続をしていただくことになると思います。

中面幸人委員

例えば、正組合員にということでしたけれども、准組合員も漁で飯を食っている人もいると思うのだけど、そういう人はいらっしやらないのですか。

大石水産林務課長

漁業協同組合の正組合員について、北さつま漁協の場合は、1年間を通じて90日を超える操業実績ということになっていますので、そういう方々でないと生業として漁業を営んでというのは、なかなか判断ができないと考えるところです。ですから、様々な補助制度については正組合員と考えているところです。

山田委勝委員

聞き漏らしたのかもしれませんが、燃料費はリッター当たり幾ら。

〔発言する者あり〕

30円。その件についてはいいです。

負担金の中の市産業祭とありますよね。市産業祭のところで送られる送料について200万円計上しているということですよ、課長。

大石水産林務課長

おっしゃるとおり、送料の補助ということで考えております。

山田勝委員

そうならそのときに、例えばクロネコならクロネコで、送るときの送料を全部あげていると理解すればいいのです。それでいいのです。何で聞くかと言いますと、次の商工観光課にも同じような予算があるので、それとの整合性は別にないのですよね。

大石水産林務課長

今回、水産林務課で計上している200万円につきましては、産業祭会場で購入いただいた商品を発送する際の補助と考えているところです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、商工観光課所管の事項について、審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

議案第33号中、商工観光課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出についてであります。予算書12ページの第7款商工費をお開きください。今回の補正額の主なものは、まず、ふるさと納税の増収見込みに伴う返礼品の増加分をはじめとする所要の経費の増額。2点目が、年末のお歳暮時期に合わせ市内事業者が特産品を発送する場合の送料を補助する特産品等流通促進事業に係る経費。3点目が、市内での創業を促進するため、その一部を補助する創業支援事業の増額であります。

それでは項目ごとに御説明いたします。1項1目商工総務費は、特産品等流通促進事業に係る食品職員の時間外手当であります。

2目商工振興費の補正額1億957万8000円ですが、7節報償費から12節委託料につきましては、ふるさと納税に関する所要の経費が主なものであり、まず、7節報償費は、ふるさと納税の返礼品代であり、10節事業費のうち印刷製本費は、昨年実施しました阿久根の魅力発信事業で女優の羽田美智子さんを起用して作成した観光ガイドブックをさらに2万部増刷するための経費であり、11節役務費のうち通信運搬費は、ふるさと納税返礼品に係る送料1,150万円が主なものであり、手数料は、ふるさと納税寄附サイトの運営会社等に支払う手数料や受領証明書等の発行に要する手数料であり、12節委託料のふるさと納税書類発送受付書類処理等業務は、ワンストップ特例申請業務の一括代行に係る業務の委託料であります。次に、18節負担金、補助及び交付金のうち創業支援事業は、市内での創業促進するため創業に係る費用の一部を補助するものでありますが、この事業の補助対象要件として商工会議所が開催する創業支援セミナーを受講する必要がありますが、今年度は7月に開催されたセミナーに19の方が受講され、また、昨年開催されたセミナー受講者のうち補助金未申請者の5人を合わせ、今年度中の補助対象者が約20人見込まれることから、その不足分を増額しようとするものであります。最後に、特産品等流通促進事業は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により販売の機会が減少した特産品事業者を支援するため、おとしのお歳暮時期と昨年の御中元時期に実施したように、特産品を市内外に発送する際の送料全額補助するものであります。

歳出の説明を終わりました。次に歳入についてであります。7ページをお開きください。歳入の商工観光課所管分は、第17款寄附金1項1目一般寄附金のうちの阿久根応援寄附金であります。一昨日の一般質問において市長も答弁も申し上げたとおり、本年4月から8月にかけての寄附額が昨年同時期に比べて約2倍近くに増えており、今後も顕著に推移する見込みであること。また、これから年末にかけて寄附額が増えていくふるさと納税全般の傾向などを総合的に勘案し、1億円増額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

12ページ、7款1項2目18節特産品等流通促進事業。阿久根の産品を市外、県外に送る場合に補助する大変いい試みだと思っています。これは、コロナ云々に関係なく、言わば阿久根市から輸出することに支援するのは大事なことだと思います。ただし、今回、コロナの影響でという理由をおっしゃいましたけれども、翻ってふるさと納税等は増えている。つまり、コロナであまりレジャーに使える、外に出られない都会の方々が地方の産品を購入するという傾向は、コロナで増えているのではないかなとも考えられるんですが、物産の販売が、

去年、おとし、あるいはコロナ以前と比べて今年データどれぐらい変化しているかというは取られてますでしょうか。

尾塚商工観光課長

細かなデータというのは取っておりませんが、当初については、特産品の市外発送等の数は、販売額等は減っているというような話は聞いております。

白石純一委員

話は聞いているというか、それはやっぱり数字で把握しておかないと、これからはやはりそうしたデータに基づいて政策を決定していかないと、まず説得力が、市民の方への説得力もないと思うのですよね。ですから、しっかりデータを把握して、これだけ御苦労されているのですよと、だから補助が必要なのですよということがないと、何でこの分野だけなの。もちろんこの事業は、私は非常に高く評価しています。それ以外ですよ、例えば飲食店の方の御苦労もかなり今、大きいわけですよね。この事業を行うに当たって、御苦労されている飲食店への支援というのは、今回はされないというふうにされた理由は何かありますか。

尾塚商工観光課長

ただいまの御質問につきましては、今期定例会の中でも答弁したように、飲食店組合への直接的な支援というのは、現在のところ考えていないところですが、今年実施しておりますプレミアム付商品券の事業で、8月末で既に換金額として1億を超えた換金額です。そのうち飲食店組合で利用された額というのが約13%、金額にしまして1,700万円近くになっております。そういう事業もあります。それから、現在行っているイセエビ祭り、それから今後、農政課が中心となって開催予定しております華の牛肉祭り、そういう事業を通じての側面的な広報周知、広報等の支援というものは、当然、考えているところです。今のところは、直接的な支援というのは、飲食店を特定した支援というのは考えておりません。これまでのコロナ対策の中で、この前も申し上げましたが、飲食店に対しまして約4億円を超える補助金を支出しているというのもこの前、御説明したところであります。

白石純一委員

プレミアム商品券で13%が飲食店で使われていたということですが、去年はたしかプレミアム商品券のうち3割は飲食店向けだったのでしょうか。であれば、確実に3割が使われていたわけですから、今回13%ということを見るとやはり、私が以前の議会で申し上げたように、なんでプレミアム商品券で飲食店向けがなかったのかということがまた疑問として、生じざるを得ないということです。分かりました。ありがとうございます。

竹之内和満委員

創業者支援事業についてお尋ねいたします。今年も7月に開催されたということなのですが、これは毎年1回大体7月あたりに1回だけするのでしょうか。

尾塚商工観光課長

このセミナーにつきましては商工会議所が主催して行うもので、今年と昨年、同様に7月に開催しております。今年が19人、昨年度も約13人の受講者があったということで、今のところは年に1回を計画しているところです。

竹之内和満委員

先ほどの説明で19名、7月に受けた方で。昨年で、セミナーを受けて5名の方がまだ申請されてないということで24名。全員が全員、申請するとは限りませんが、大体20名として、当初の予算が創業者支援事業が1,000万円確かあったと思いますので、それに1,185万円足し

て2,000万円少し超えたぐらいとなると、1人当たり100万円ぐらいを見ているのでしょうか。上限が150万円だったと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

尾塚商工観光課長

この創業支援補助事業ですが、補助金の内訳としまして、まず、設立補助としまして、創業に係る経費、これが3分の2以内で、法人につきましては200万円を上限、個人の方につきましては150万円を上限として補助金を出します。それから、雇用促進の補助金としまして、個人を雇用した場合に1人当たり30万円で3人まで、90万円の限度です。それから、賃借料としまして、法人等の店舗、事務所等の借上げの場合が月額5万円以内で12月までで、60万円を限度としているところです。そういうことで、一律の補助金ではありませんが、平均したところで今回の補正額を算定したところです。

中面幸人委員

予算書の12ページ、7款1項2目のふるさと納税関係についてお聞きしたいと思います。私は、一般質問で納税額を増やせと言いましたけれども、もし分かっていたら、今日ここで教えてください。例えば、1万円寄附してもらって、そのうち幾らぐらいいろんな経費、送料とか、返礼品代とかそういうのがかかって、実質どれぐらい残るのかというのを教えてください。

尾塚商工観光課長

まず、返礼品代が30%以内ですのではほぼ3000円と考えて、あと送料とかもろもろの経費を含めまして、1万円当たり大体5割ちょっとが経費代ということで、正味収入が約4割5分ぐらいと考えていただければ結構だと思います。

牟田学委員長

課長、45%ですね。

尾塚商工観光課長

45%です。

中面幸人委員

55%ぐらい経費がかかって、残りの45%ということですね。もうちょっと頑張らないかんですね。

濱門明典委員

創業支援事業で、これはセミナーを受けた方が権利を持って、創業されるときに補助されるということなのですが、事業によって補助の仕方も違うんでしょうけれども、それぞれ事業、いろんな補助の仕方がもらえる補助があったり、これは省いたり、条件等はいろいろあると思うんですけども、今度20人ぐらいが新規事業されるというような話をされていましたが、どのような方がどのような事業されるんでしょうか。

尾塚商工観光課長

令和4年度の創業予定の業種の内訳は、飲食業とか美容業がそれぞれ6件で1番多いです。そのほか、菓子製造販売、フィットネスクラブ、民泊などの業態で創業または創業予定の方がいらっしゃるようです。

濱門明典委員

新規事業ということで、阿久根に対して活性化が出てくるのではないかなと思うのですが、これも2~3年前からセミナーが開かれるようになっていて、項目にはあるのだけれども、全然予算もとらない状態であって、今後2~3年予算をちゃんとつけて、新規事業者募集し

てということで、商工会議所がやるようになったということで、新規事業は、阿久根にも増えてきたなっていうのを感じております。これからもよろしく。頑張ってください。

山田勝委員

確認しておきたいのですが、12ページの特産品流通促進事業4,000万円。これは以前2回やられた分と大体同じような条件ですか。

尾塚商工観光課長

前の2回と一緒に事業内容です。

山田勝委員

それは、12月1日から12月31日までの期間に限ってということですね。

尾塚商工観光課長

おととしのお歳暮時期は、確か11月中旬から12月末まで、約1か月半の期間で実施したところですが、今回につきましては、約1か月。現在、考えているのが、11月中旬から12月中旬頃まで。といいますのも、おととしの実績を見たとき、12月の後半はもう少なくなっているということがデータで出ていますので、大体12月の中旬ぐらいまでが山じゃないかなということで、今回は11月中旬から12月中旬までの1か月を予定しているところです。

山田勝委員

まだ確定はしていないと思うのだけれども、皆さんが、今回の議会が終わって市報に出されるというときには、11月何日から何日までと確定するということですか。中旬じゃなくて、20日からとか、15日からとか。

尾塚商工観光課長

この後、日にちを確定して、広報したいと思っているところです。

牟田学委員長

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際暫時休憩します。

〔商工観光課退室〕

(休憩 午後0時7分～午後1時5分)

〔都市建設課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

次に、議案第33号中、都市建設課所管の事項について、審査に入ります。

都市建設課長の説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第33号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）のうち都市建設課所管の事項について御説明いたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。初めに歳出から御説明いたします。8款土木

費 2 項 2 目道路維持費14節工事請負費の増額は、南九州西回り自動車道の出水阿久根道路の全線供用に伴い、市道阿久根出水線の交通量が増加したことにより、アスファルト路面が著しく劣化していることから、早急に通行の安全を確保するため、工事請負費を増額し、対策を講じるものであります。

次に、5 項 1 目都市計画総務費18節負担金、補助及び交付金の増額は、空き家活用支援事業が7月末をもって令和4年度の予算の上限額に達したことから、今回、希望者が1人でも多く申請できるよう増額するものであります。今回の増額件数については、市内事業者への聞き取り及び個人の見込み数を想定し、7件分の増額補正を行うものであります。今回の補正を含めまして、令和4年度事業の件数は22件を予定しております。

次に、歳入について御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いいたします。18款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金1節市有施設整備基金繰入金の増額は、歳出で説明しました8款土木費2項2目道路維持費に財源充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

12ページ、8款5項1目の空き家活用支援事業ですけれども、以前もちょっと伺ったのですが、例えば住宅用、事業用あるいは地域別での割当てのようなものはないのでしょうか。

池田都市建設課長

特段の割当てというのは考えていないところでございます。

白石純一委員

ということは、早い者勝ちで、住宅だけだったら住宅だけにもなるし、事業用だったら事業用だけにもなりかねないし、地域的な偏りも可能性としてはありうるということですが、それで問題はないとお考えですか。

池田都市建設課長

問題がないのかということにつきましては、あくまでもこれにつきましては、皆さん計画を立てて実施をされておりますので、地域を分けたりとか、事業用とかにすることではなくて、今、予定していらっしゃる方を優先順位として、こちらとしては受け付けていると考えているところでございます。

白石純一委員

もちろん希望者があってのことですから、それは当然ですけれども、ある程度、地域とか、住居用事業用をまず枠を持っておいて、それで一定程度の期間が過ぎて、そこが埋まらなかったらそれを外すとかですね、いろんなやり方あると思うので、その辺りもぜひ今後検討してみてください。

木下孝行委員

8款2項2目14節道路舗装改修の路線名は阿久根出水線と確認できたのですが、聞き取れてないかもしれないのですけれども、どこからどこを今回やろうとしているのですか。

花田維持係長

今回、舗装の修繕工事を実施しようとする箇所は、山下の知識自動車からヤナセ付近。あともう一つは、昨年度の引き続きなのですが、山下の米太郎がある近辺がもう少し残っ

ているものですから、その2か所を予定しております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔都市建設課退室、総務課消防係入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、総務課消防係所管の事項について、審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、議案第33号のうち総務課消防係所管分について御説明いたします。

補正予算書の13ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第9款消防費1項1目日常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への負担金でございます。今回の補正予算は、ヤナセ産業株式会社の創立50周年事業として、消防・救急関係に役立てていただきたいとの寄附金の申入れがあり、消防の指揮車購入資金として受入れたため、補正するものでございます。現在の消防の指揮車は、平成16年3月に阿久根ロータリークラブ創立30周年記念として寄贈を受け、災害現場で活躍してきましたが、配備から18年が経過し、経年劣化による車両の修繕や部品交換等も発生してきており、今回寄附金を受け、更新しようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。第17款寄附金1項11目1節消防費寄附金は、市内事業所であるヤナセ産業株式会社からの寄附金になります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課消防係退室、教育総務課入室〕

牟田学委員長

議案第33号中、教育総務課所管の事項について、審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

石澤教育総務課長

議案第33号、阿久根市一般会計補正予算（第5号）について、教育総務課所管分について御説明いたします。

歳出について御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。10款教育費2項1目学校管理費12節委託料269万3000円の増額は、阿久根小学校20号棟の長寿命化改修工事実施設計業務委託の増額であります。これは、当初予算にて305万7000円を予算措置しております。

したが、空調機の設置、トイレのバリアフリー化、給水施設の改修等の実施設計業務を追加することから増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔教育総務課退室、生涯学習課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、生涯学習課所管の事項について、審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

議案第33号中、生涯学習課の所管する事項について、説明いたします。

13ページをお開きください。10款教育費5項3目図書館費の補正額1,000万円は、議案第33号の提案理由及び補足説明でもあったように、歳入の7ページ、17款寄附金1項1目一般寄附金の補正額1,000万円を財源として、読書推進基金に積み立てるものであります。なお、令和3年度末現在の読書推進基金は1003万54円であります。

以上で生涯学習課所管に係る歳出予算についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第33号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔生涯学習課退室、財政課入室〕

牟田学委員長

次に、議案第33号中、財政課所管の事項について、審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小中財政課長

議案第33号のうち財政課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回は、歳出がありませんので、歳入についてのみ御説明いたします。予算書の8ページをお開きください。第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額は、歳出に係る費用の一般財源として充当するため繰り入れるものであります。この繰入れによる令和4年度末の財政調整基金残高は、15億1850万3000円となる見込みであります。

次の4目市有施設整備基金繰入金の補正額は、歳出の第8款2項2目道路維持費の市道阿久根出水線舗装工事費に充当するため繰り入れるものであります。この繰入れによる令和4

年度末の市有施設整備基金残高は15億5974万7000円となる見込みであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第33号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔財政課退室〕

〔発言する者あり〕

牟田学委員長

この際、休憩します。

(休憩 午後1時23分～午後1時24分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で、所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆さんの御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

必要なしとの御意見がありますので、現地調査は行わないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

ここで、皆様に再度、質疑が必要であるかについて御意見を伺います。

白石純一委員

歳入の17款1項1目一般寄附金、個人の分について再質疑をさせていただきます。

山田勝委員

選管に。後から耳にした話なのだけど、私があれば一生懸命バスの公用車に選挙投票所をセットしたら、もう出せば回るだけという話をしたら、それはつくってある、それでやっているという話を聞いたのです。確認しないとイケない。

牟田学委員長

それでは、白石委員の歳入については、生涯学習課に対して質疑をしてもらいますけど、ほかの課も待機していますので、必要があれば呼びたいと思います。

それと、山田委員が選管に対して質疑を行いたいということですので、所管課に出席を求めます。

岩崎健二委員

10ページ、6款1項3目18節の燃料代とか肥料とかいうものの月数。いつから初めていつとかいうのが、なかなか言葉で分かりづらいものがありましたので、資料で提出をお願いしたいと思います。

それから、11ページ、6款3項2目水産振興費も同じように、いつからいつまでとか、私は4と7がよく聞き取れませんでしたので、これも資料で提出をお願いしたいと思います。

牟田学委員長

岩崎委員から、農政課の燃料代と水産林務課の燃料代の補助について、資料請求をしたいということですが、皆さんそれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩崎健二委員

燃料代だけではなくて、飼料、肥料を含めてお願いします。

牟田学委員長

はい。分かりました。

資料請求でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。分かりました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後1時29分～午後1時31分)

〔選挙管理委員会事務局入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

初めに、山田委員の質疑に対して選挙管理委員会事務局がいらっしゃいました。

山田勝委員

今さっき選管の質疑が済んでからの話なのだけれど、選管は公用車を臨時投票所に改造しているのだよという話を聞いたのですが、そうであったらそうだったと言ってくればよかったのに、そうであればですよ。

新塘選挙管理委員会事務局長

公用車、バスなのですが、バスを市の大工にお願いをいたしまして、記載所と3名の立会いができるようにつくっていただきまして。改造ということじゃなくて、取り外しができるような形でバスで移動期日前投票ができるようにいたしました。前回の参議院選挙からです。

山田勝委員

それは、改造でなくてもね、それを利用してできるようにしてこうしましたよと、あなたたちが言えば、私もあんなにたくさん言わなくてよかったよ。だから、それがあつたらね、僕が言うように、それがあつたらもっともっと場所を増やしてもいいのではないですか。

もう一つ大事なことだけど、条例で決めるわけじゃないじゃないですか、場所は。あなた方が。失礼な話だけど、あなた方が勝手に決められる場所ですよ。もちろん選管で決定すると思うのだけど。だから、そんなに難しくないことを難しいような捉え方をしないで、もうそういうふうにならしているのだったら、なるべく場所は増やして、そして、住民の利便を図ってくださいよ。それも、あなた方ができること。私たちに言わなくてもいいことです。今からでも十分間に合います。そういうことです。

だから、どういう具合にするか期待をしていますので、また後で、どれぐらいしたのか、

さすが市役所の職員だと思わせてください。

新塘選挙管理委員会事務局長

移動期日前投票所のバスができていくということで、山田委員のほうから、今後、場所等を増やすよう検討してくださいということだと思います。私どもも今回、市長選につきましては、6日間の期日前投票が定まっていることから、できるだけ多くの方に投票していただきたいと思っていますので、今後につきましてはまた、増やせられれば検討していきたいと思っています。最後にですけど、公職選挙法で期日前投票の日程が定まっている関係で、今回の市長選それから来年執行予定の市議会議員選挙については6日間というふうに定まっておりますので、結構難しいのかなと思うところです。ただし、期間が長くなった場合は、委員がおっしゃるようなことをしっかりと考えて、検討してまいりたいと思います。

山田勝委員

言わなくてもいいことなのだけでも、6日間と決まっていることというのは1週間しかないのだから、6日間でしょう。だから6日間を6か所にするか、12か所にするかだよ。それはあなたたちがどれだけやる意思があるかないかだけの話ですよ。あなたたちが決められるのですよ、議会にも諮らなくてもいいのですよというだけのことですよ。問題は、あなた方がどういうふうに決まりをつくってやるかだけのことですよ。ですから、期待しますからやってみせてください。6日というのは、決まっているから、それはどうしようもできない。

牟田学委員

それでは、議案第33号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会事務局退室、生涯学習課入室〕

牟田学委員長

次に、生涯学習課所管の事項について、審査に入ります。

白石純一委員

歳入の7款1項1目一般寄附金の個人の分ですけれども、市長への質疑で、市長は翌日発表して、マスコミで報道されたことによって、そこでお礼も述べさせていただいたこととするということでした。ちなみに、そのマスコミで発表されたのは、県内の新聞あるいはテレビ、ラジオ等でしょうか、お分かりになりますか。

生涯学習課長

関係課に待機していただいていますので、ここで答弁を求めてもよろしいでしょうか。

牟田学委員長

はい。分かりました。

〔総務課、市民環境課入室〕

中野総務課長

寄附金の報道関係の発表ということでの御質問でありました。翌日に、阿久根市を所管します県内の報道機関のほうにファクス等で情報を流したところです。具体的にどこどこが確実に報道したかというところは、私も押さえておりませんが、鹿児島支局を通じて、

翌日、それから、その翌日には全国放送でも取上げられて報道がなされたというふうに確認をしております。

白石純一委員

全国放送というのは何局ぐらいというのは分かるのですか。

中野総務課長

申し訳ありません。確実にということではございませんけども、私も確認したところは2局あったと考えております。

白石純一委員

なぜ聞いたかという、市長はそれでお礼の代わりにしたということですがけれども、県外にお住まいの可能性もあるわけで、寄附をされた翌日には市内を離れて県外におられる可能性もあったわけだと私は思います。そこで、県外の方に届くよう、全て、もちろんテレビをその時間帯に見ておられるという可能性もありませんので、また新聞では、地元の新聞だけだとすると、全国紙でカバーされていなければ、その方がお礼として受け取られることが出来たかどうかは疑問です。したがってやはり名のり出ていただくように、数日間呼びかけて、その後、そこで名のり出ていただければもちろん匿名扱いですけれども、実際、直接その方にもお礼ができますので、そうしたことは、庁内で検討は全くされなかったのでしょうか。

中野総務課長

当日、寄附を受けまして、そのことについて、当日については、例えば、警察あるいは弁護士等の取扱い等について指示を仰ぎ、それから、庁内の処理としてどのようなことができるかというようなことを検討しました後、翌日に、関係課が集まって協議をしたところです。そのときに、当時の状況から判断いたしますと、この部分については、匿名での寄附が寄附者の意向だろうというふうに強く推察できたところでした。よって、その寄附者の思いをどうか気持ちを第一に考えて、報道機関等へ寄附者の特定を行うとかそういったところまではちょっとできないだろうというようなところで検討をしたところです。名のり出てというようなところも、一部検討には、名のり出ていただければ、一番寄附採納の手続的にはスムーズにいくというようなことも検討はされたのですが、今申し上げた寄附者の意向を尊重して、こちらのほうからも名のり出てくださいということは言わずに、では、お礼を言う手段としては、もう報道機関に伝えて、広く広報をしてもらおう。ただし、報道機関に情報提供を行う際にも、やはり、寄附者の立場に立った情報提供をしようというようなことで提供したところでございます。

白石純一委員

結果的に、寄附をいただくということは、そして、子供たちのために使うということは、私は評価しておりますが、その数日間でも名のり出ていただく猶予をもって、もしその方が名のり出たくなければ、名のり出られないわけですから、名のり出ていただく期間をもって、もし名のり出ていただければ、直接お礼を伝えることができる。あるいは、これは副次的なことですがけれども、領収の形をしっかりと示せば、その方の税務上の控除ということにもできるわけですから、そういったことも含めて、もう少し丁寧に時間をかけて、処理できたのではないかなと思ひ、今後もしそういうことがあったときのために、そういう検証も必要かなと思うのですが、最後いかがでしょうか。

牟田学委員長

白石委員、私からですけれども、やはり寄附者の尊重も大事にしたほうがいいと思います

よ。

〔発言する者あり〕

中野総務課長

一定期間空けて処理をしたかどうかというような御質問だと思います。寄附者の方の意向を尊重したわけなのですけども、一定期間、その間に、どのような形でこういったことがありました、名のり出てくださいというようなその広報の仕方についても、非常に難しいところがあると思います。また、現金につきまして、庁内に多額の現金を置くというようなことも危険もあるというようなことで、この部分については、すぐに処理をすべきだろうというような判断もあったところがございます。今後におきまして、御質問のように、こういった多額の現金がある際に、匿名というようなことがあった際に、そのような時間的余裕を設けるべき、そして、どういった周知を、名のり出てくださいというような方法があるか、今後については検討させていただきたいと思います。

白石純一委員

あれで終わるつもりでしたけど、現金かどうかというのは、現金があつたら、取りあえず口座に入れればいいわけですから。現金だからどうのというのは、私は関係ないと思うのですけど。これ現金にこだわられるのですか。

牟田学委員長

白石委員いいですか。

白石純一委員

いやいや、質問ですよ。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

牟田学委員長

もうちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

いいですか、総務課長。

中野総務課長

はい。申し訳ありません。現金のくだりのところ。私たちが、安全管理上、そこの会計課の金庫等に保管するという多額の現金があるというようなところについては、少し今の御質疑とはかけ離れた答弁になったかもしれませんが、処理自体は早く行うべきだというふうに考えていたところがございます。

山田勝委員

課長、今回の取扱いで上出来です。

牟田学委員長

それでは、議案第33号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

先ほど資料請求した農政課、水産林務課からの資料が提出されましたので、今からお配りいたします。

〔資料配布〕

〔発言する者あり〕

牟田学委員長

再質疑が終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に討論に入ります。

竹原信一委員

補正予算案に反対します。

私は、前回というか一般質問のときに、日本は乗っ取られておって、国土の破壊と日本人の選別が進められている。マスコミと国への妄信を改めていただきたいと申し上げました。そこでまず、この資料を渡しました。感染症に関する予算に反対です。資料を御覧ください。一番下のほう、WHO主任研究員スワミナ氏は、若者にブースター接種が必要なエビデンスは全くない。オミクロンワクチンも人間に効くか分からないと言っております。

〔発言する者あり〕

感染症に関わる予算に、歳入にあります。歳入もあるし中身の入ったものを使っているという。臨時給付金があります。

牟田学委員長

歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金。その関連ということですか。

竹原信一委員

そうです。よろしいですか。

牟田学委員長

はい。分かりました。

竹原信一委員

また、ある厚生省コールセンター職員が問合せに対して、ワクチンは何回打てば死ぬか、調査目的で打っている。実際の薬害、死者の発表、現在までに2,770名以上亡くなっておりますけども、その10倍から100倍はいると内部告発をいたしました。彼女はその直後に突然死を遂げております。この告発を裏づけるデータがあります。右上の表です。厚生省が4回目の接種対象者としたのは、ファイザー製薬が高リスクのために打ってはいけないと治験から外したグループです。科学的な存在証明すらない新型コロナウイルスへの過剰対策と遺伝子ワクチン接種は、阿久根の転落を一層加速させます。

それから、阿久根市では、丈夫な袋に入れたごみであってもまた指定ごみ袋に入れたり、毛布など指定袋に入らない場合、指定ごみ袋を添えて出すようにと指示されたりしております。提案ですけども、指定ごみ袋が市民負担を重くしていると認識できているのであれば、この際、指定ごみ袋をやめるべきです。やめれば市の財政負担軽減もなった上に市民の負担軽減効果は永続的なものとなります。今回の経済的負担の軽減のためにと配付券を配って、次に指定ごみ袋を配る事業は、不効率で、大変おろかなやり方です。

白石純一委員

賛成の立場から討論します。

いずれも市にとって必要な補正だと考えますので賛成です。ただし、例えば、物産の送料補助。これなんかもいいのですけれども、具体的にどれだけその業界の方が苦勞されているというような数値をお示しいただかないとなかなか市民は納得できない。ほかの業界の方、

業種の方でも、御苦勞されている方がいらっしゃるわけですから、その辺りの丁寧さが欲しかったなと思っています。

そして、寄附金のことについても、結果として、この寄附金の扱いは私も正しかったと思いますが、そこでもう少し時間をかけて市民が納得できるように、また寄附者にも誠意を示せるようなことを時間をもう少しかけてできたのではないかなと、その辺りも検証しながら今後この予算を進めていただきたいと思います、賛成いたします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、議案第33号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本件は起立により採決します。

議案第33号、可決すべきものに決することについて、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、全て議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会いたします。

（散会 午後1時57分）

予算委員会委員長 牟 田 学